

## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

### 4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1 に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものとなります。

表 4.1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(1) 対象事業実施区域の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p> <p>基本的な配慮事項</p>	<p>○</p>	<p>・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に加え、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</p> <p>(主な上位・関連計画と本事業の位置づけ)</p> <p>① 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月）  <b>【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】</b>より          緑の10大拠点の一つに指定されている川井・矢指・上瀬谷地区は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場として活用します。また、旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。</p> <p>② 横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン（平成29年3月）  <b>【4. 部門別まちづくりの方針 1. 土地利用の方針】</b>より          旧上瀬谷通信施設は、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用も含めた、土地利用を誘導します。</p> <p>③ 横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン（平成30年11月）  <b>【Ⅲまちづくりの方針 1. 土地利用の方針】</b>より          旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。</p> <p>④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月）  <b>【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2. 生物多様性】</b>より          市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となるなど生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特徴に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間を創出します。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象事業実施区域外（南東側）に位置する瀬谷市民の森等との連続性や、現況の和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状等に配慮し、公園のエリア構成は、対象事業実施区域内（南東部）に、樹林地、和泉川の源流域を中心とした緑と水の保全・創出に取り組む「みどりの発信エリア」、「みどりの実践エリア」を配置する計画としました。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地、和泉川源流の湧水環境等、多様な緑と水の環境を保全・創出します。</u></li> <li>・ <u>「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」においても、建物（管理棟等）周辺や敷地内を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。また、「みどりの実践エリア」の生態系に配慮し、新たな水辺空間の整備などを検討していきます。</u></li> <li>・ 太陽光等の再生可能エネルギーの活用など、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を検討します。</li> </ul>
--	--	---

注1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>基本的な配慮事項</p> <p>(2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p> <p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p> <p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮書の作成を通じて対象事業実施区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。</li> <li>・<u>対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や市の「緑の10大拠点」に指定されている川井・矢指・上瀬谷地区に位置し、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場としての活用を目指していることから、それらに配慮した計画とします。</u></li> </ul>
	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・<u>一部供用後も工事が予定されていることから、工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。</u></li> </ul>
	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。</li> </ul>
<p>本事業に係る配慮事項</p> <p>(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p> <p>(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状と自然環境を保全し、生物多様性を考慮した自然体験の場の確保に努めます。</li> <li>・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。</li> <li>・緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>・<u>公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討していきます。</u></li> </ul>
	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> <li>・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園の整備と併せて導入を検討します。</li> <li>・<u>太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観への影響に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めます。</u></li> </ul>

注1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づきグリーン電力の導入に努めます。</li> <li>注：横浜市グリーン電力調達制度</li> </ul> 温暖化対策を進めていくために、本市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する制度を平成 18 年度より導入しています。
(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路や駐車場の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討します。</li> <li>ヒートアイランド現象の抑制を図るため、水系や緑陰、地形による微気象など快適に過ごせ、親しみながらグリーンインフラを体感できる場の整備を検討します。</li> </ul>
(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>相沢川の河川空間とそこから連続する広々とした草地や上瀬谷の原風景となる農景観などの多様な景観をいかした整備を検討します。</li> <li>管理棟等について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう、検討を進めます。</li> </ul>
(10) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の整備に当たっては、横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保した上で、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、駐車場を適切に配置します。</li> <li>駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。</li> <li><u>マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置などについて検討します。</u></li> </ul>

注 1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
(11) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。</li> <li>・工事の施工中においては、低騒音型・低振動型機械の使用、仮囲いの設置、低騒音・低振動工法の採用、作業量の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。</li> <li>・駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップ、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。</li> </ul>
(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。</li> <li>・既存文献によると、計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。</li> </ul>
(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、湧き水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画とします。</li> </ul>
(14) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再利用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。</li> <li>・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。</li> <li>・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。</li> <li>・工作物については、定期的な点検を適切に行うことで、長寿命化に努めます。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> </ul>



## 4.2 環境情報の概要

### 4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和2年1月24日に公告され、同日から令和2年2月7日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2に示すとおりです。

表 4.2 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年1月24日～令和2年2月7日（15日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

### 4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供はありませんでした。

#### 4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 2 年 3 月 10 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び事業者の見解は、表 4.4 に示すとおりです。

表 4.3 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 3 月 25 日～令和 2 年 4 月 8 日（15 日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.4(1) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例えば基本的な配慮事項（1）については、第2章 2.3.3 p.2-8～2-9, 2.5 p.2-16, 2.6 p.2-16, 2.7 p.2-16） <sup>注1</sup> 。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。	・「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第6章の調査位置を示す図面の統一を図りました。
	(4) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。	・関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、本事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました（第6章 p.6-16（表6.12脚注※2）等） <sup>注1</sup> 。
	(5) 本事業の計画区域の設定と旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンの関連性について、土地利用の時間経過も含めて、適切に分かりやすく方法書に記載してください。	・旧上瀬谷通信施設の土地利用は、土地区画整理事業において土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、土地利用計画図をまとめました。その中で「公益的施設用地（公園・防災等用地）」を配置し、本事業の対象事業実施区域は、「公益的施設用地（公園・防災等用地）」の一部となり、その旨を方法書に記載しました。（第2章 2.2.2 p.2-4 等） <sup>注1</sup> 。

注1：方法書の該当ページを示します。

表 4.4(2) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 配慮指針に掲げられている配慮事項</p>	<p>ア 旧上瀬谷通信施設全体の事業実施による生態系への影響が想定されることも踏まえ、生物多様性の観点から、各エリアの整備を検討してください。</p>	<p>・対象事業実施区域外（南東側）に位置する瀬谷市民の森等との連続性や、現況の和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状等に配慮し、公園のエリア構成は、対象事業実施区域内（南東部）に、樹林地、和泉川の源流を中心とした緑と水の保全・創出に取り組む「みどりの発信エリア」、「みどりの実践エリア」を配置する計画としました。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地、和泉川源流の湧水環境等、多様な緑と水の環境を保全・創出します。また、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」においても、建物（管理棟等）周辺や敷地内を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。</p>
	<p>イ 公民連携推進エリアにおいては、自然環境保全エリアの生態系に配慮し、相沢川を生かした整備を検討してください。</p>	<p>・「みどりの賑わい・レクリエーションエリア（配慮書では「公民連携推進エリア）」においては、「みどりの実践エリア（配慮書では「自然環境保全エリア）」の生態系に配慮し、新たな水辺空間の整備などを検討していきます。</p>
	<p>一部供用後も工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。</p>	<p>・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。</p>

表 4.4(3) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項 (3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 <b>【配慮事項(5)】</b>	自然環境の保全が継続的に行われる機能を有する施設の設置など、公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討してください。	・公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討していきます。
(4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 <b>【配慮事項(6)】</b>	太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めてください。	・太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観への影響に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めます。
(5) ヒートアイランド現象の抑制 <b>【配慮事項(8)】</b>	グリーンインフラの整備について、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・雨水浸透施設等や瀬谷市民の森等と連続性のある既存樹林地の保全等、緑のネットワークの形成などグリーンインフラの検討を進めています。具体的な内容は、準備書以降の図書で示します。
(6) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 <b>【配慮事項(10)】</b>	利用者に対するマイカー以外の交通手段の利用促進を図るとともに、それらに応じた対策も検討してください。	・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置などについて検討します。

